

1章 事前対策



1 運営の基本方針

渭北地区において、地震・津波・風水害等の大規模災害が発生し、地区民が避難生活を余儀なくされる場合に、**避難所を速やかに開設し、その運営が円滑に行われるよう**、本マニュアルによりあらかじめ運営基準などを定めます。今後は、このマニュアルを元に地区民と連携した避難所開設・運営訓練や資機材補充を行うなどにより、より**充実した避難所運営体制の構築**を図っていくこととします。

運営の基本方針

◎避難所は地域住民による自主運営が基本

避難所は「渭北自主防災会連絡協議会」「渭北防火防災協力会」や「65 町内会・管理組合」及び「一般避難者」といった利用住民による『**自主運営**』が基本です。

◎様々な立場の方に配慮した避難所づくり

要配慮者*が安心して避難生活が送れるよう、配慮の行き届いた避難所づくりを目指します。また、ユニバーサルな視点を踏まえ、個人のプライバシーを重点とするなどの配慮が必要です。

※高齢者、障がいのある方、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する人

2 避難所の定義

大規模災害等により自宅が住めない状況になった被災者が一定の期間滞在する場所として、市長が生活環境等を確保するための基準を満たす施設をあらかじめ指定したものです。

注！津波で急いで逃げるのは「緊急避難場所」や「津波避難ビル」。


具体的には、市立の助任小学校、徳島中学校、渭北コミュニティセンター及び徳島大学、鳴門教育大学附属小学校、同中学校、徳島県立文学書道館の体育館や施設が該当し、「**指定避難所**」と呼ばれます。この指定避難所には、徳島市により通信機器、備蓄食料、避難装備などが配置されます。また、大災害が発生した場合には**指定避難所以外**


の公的機関や民間施設が避難所を開設する場合もあり、災害の程度や予想される避難者の数によって順次開設されることになります。

渭北の避難所（運営団体）	所在地	構造・使用範囲（収容数）
渭北コミュニティセンター （渭北コミセン避難所運営委員会）	北前川町2丁目7番地の3 TEL 088-652-7476	鉄筋・2階：大集会室、会議室、研修室 1階：集会室、憩いの間、趣味の部屋（166）
徳島市 徳島中学校 （徳島中学校避難所運営委員会）	中前川町3丁目16番地 TEL 088-623-1371	鉄筋・体育館 2階：アリーナ 1階：柔剣道場（649）
徳島市 助任小学校 （助任小学校避難所運営委員会）	下助任町1丁目1番地 TEL 088-622-8375	鉄筋・体育館 1階アリーナ（398）
鳴門教育大学附属中学校 （附属中学校避難所運営委員会）	中吉野町1丁目31番地 TEL 088-622-3852	鉄筋・体育館 （297）
鳴門教育大学附属小学校 （附属小学校避難所運営委員会）	南前川町1丁目1番地 TEL 088-623-0205	鉄筋・体育館 （302）
徳島大学 常三島キャンパス （徳島大学避難所運営委員会）	南常三島町1丁目1番地 TEL 088-656-7287	鉄筋・一部S 体育館3階：第1体育場 1階：柔道場・剣道場・第2体育場（927）
徳島県立文学書道館 （※渭北コミセン避難所運営委員会）	中前川町2丁目22番地の1 TEL 088-625-7485	鉄筋・一部S 3階：サロン 2階：吹、 実習室1・2、講義室1・2（350）

3 避難所の想定状況

大規模災害発生時の避難所の状況は、時間経過に伴って大きく変化します。そのため、本マニュアルでは次のような時系列による各時期における避難所の状況を想定しました。

時 期	避 難 所 の 状 況 想 定
【初動期】 災害発生直後～ 3日程度	<ul style="list-style-type: none"> ・市職員や施設管理者が避難所に到着する前に、避難者が鍵を壊して施設内に入ることもある。 ・避難者が殺到し、精神的にも不安定な状況。 ・災害対策本部は、指定避難所以外への避難状況も含め、避難所全体の把握が困難。 ・余震による二次災害のおそれ、火災の延焼拡大、危険物漏洩等により、避難者が混乱。 ・食糧や物資の不足による配布調整の必要が生じ、トラブルが発生しやすい。 ・各種情報の不足で、避難者の不安が拡大。 ・災害時要援護者の状況把握が困難。 ・安否確認の問い合わせが殺到。 

<p>【展開期】 3日～ 1週間程度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食糧や物資はおおむね供給されるようになるが、避難者数が流動的な段階。 ・避難者が落ち着きを見せ始める一方で、エコノミークラス症候群の発生等健康状態の悪化や衛生環境の悪化。 ・ライフラインの回復が遅れている場合、飲用水や生活水の確保、入浴の機会といった要望が、避難者のみならず在宅の被災者も含めて拡大。 ・ボランティアの人数や物資等については、避難所間で格差が生じる。
<p>【安定期】 1週間～ 2週間程度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地外からの支援活動が本格化し、マンパワーが期待できる段階。 ・避難者の退所が増え、避難所の運営体制の見直しが必要となる。 ・臨時開設や民間施設を利用した避難所は、統廃合の検討を開始。避難生活の長期化に伴い、プライバシーの確保等対策が必要となる。 ・避難者の通勤通学が始まり、避難所は生活の場としての性格が強まってくる。 ・学校が避難所となっている場合、学校再開の目途がつくと避難空間の整理等の動きがある。 ・避難所内外の避難者間の公平性、応援・支援への依存の問題が生じ始める。 
<p>【撤収期】 2週間～ 3ヶ月程度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の状況はおおむね落ち着いた状態。 ・ライフラインの復旧に伴い、避難所に残るのは住まいを失って行き場のない被災者に絞られてくる。3ヶ月程度 避難者の減少に伴い、避難所の統廃合が一層進み、避難者の不満や不安が強まる段階。 ・避難者の住まい確保が最重要課題となる。 ・避難者に対するこころのケア等の保健・医療サービスの一層の充実が求められる。 ・ボランティアも減少し、運営体制の維持が困難となる。季節の変化に伴い、それまでと異なった対策が求められる。(※下記参照) ・仮設住宅の提供等により、災害対策本部は避難所の撤収に向けた調整等を開始。

注：季節を考慮しての想定も必要となる事

○冷暖房設備の整備

避難所内の温度環境に配慮するため、冷暖房機器等の整備を検討する。

○生鮮食糧品等の保管設備の整備

梅雨や夏期の高温多湿期の食品衛生を確保するため、冷蔵設備・機器の整備を検討する。

○簡易入浴施設の確保

避難者の衛生・健康保持のため、簡易入浴施設の整備を検討する。

今のところ7避難所にはこれらの設備はありません！

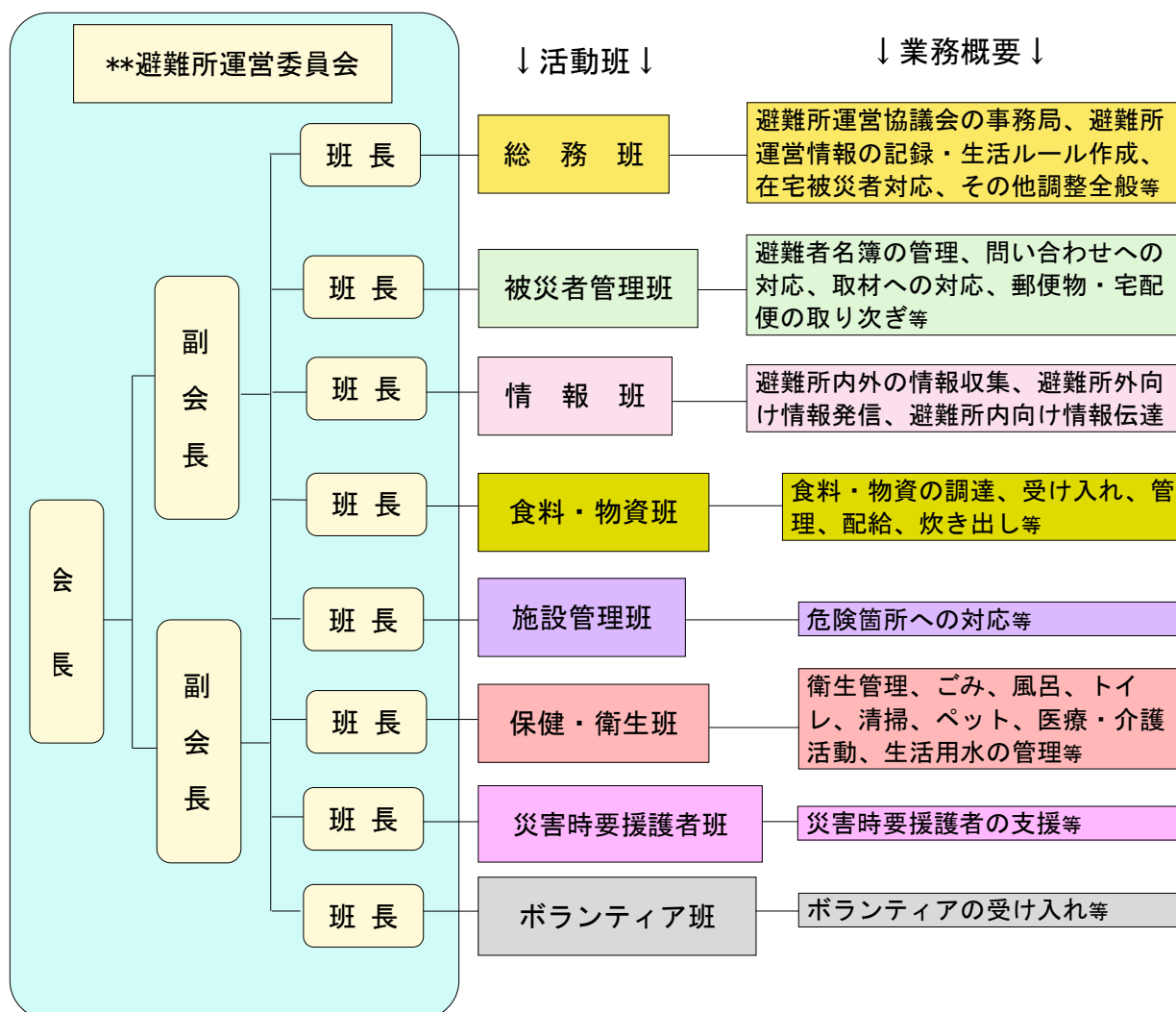
4 避難所の運営体系

渭北地区では大災害の発生を想定して**事前に**避難所運営委員会及び避難所連絡協議会を組織しています。

避難所運営委員会

渭北では、大規模な災害の発生に備えて避難所のある地域内の住民が、主体的に避難所の開設及び運営を円滑に行うため、**それぞれの避難所ごとに**避難所運営委員会（以下、運営委員会）を設置しています。

この運営委員会は、渭北地区で従来から組織している「防火防災協力会」をベースとして、渭北街づくり協議会・渭北町内会連合会・渭北自主防災会連絡協議会及び渭北街づくり協議会の協力団体等から選出された委員で組織されています。また、地域で趣旨に賛同した方々も加えて、7カ所の避難所ごとに次のような役員構成や業務内容で運営委員会を設置しています。（詳細な業務内容は p21,22 以降を参照）



それぞれの避難所の運営委員会では、平素から避難所運営マニュアルを用いた訓練や備蓄資機材の点検・補充を行っています。

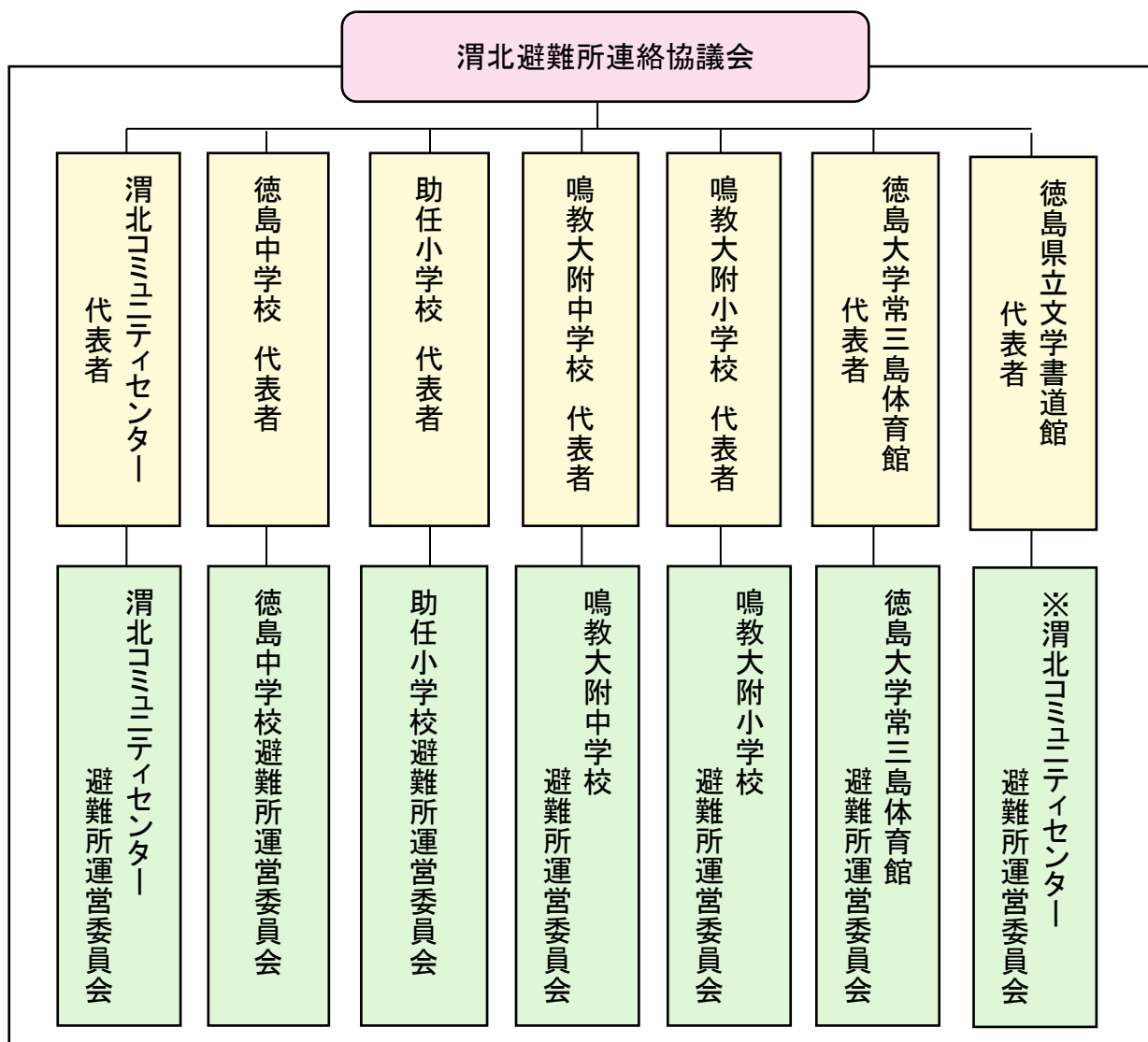
各避難所における運営組織 P 58, 59

渭北避難所連絡協議会

さらに、渭北地区ではそれぞれの避難所ごとの連携、また避難所運営委員会と避難所施設管理者の連携を図るために渭北避難所連絡協議会（以下、連絡協議会）を設置しています。また、この連絡協議会には徳島市危機管理課局の職員にも参加をいただき、適宜アドバイスをいただいております。



連絡協議会の運営に関しては渭北自主防災会連絡協議会が庶務を行い、それぞれの運営委員会が円滑に運営活動ができるように調整をしています。



2章 初動対応

1 避難所の開設

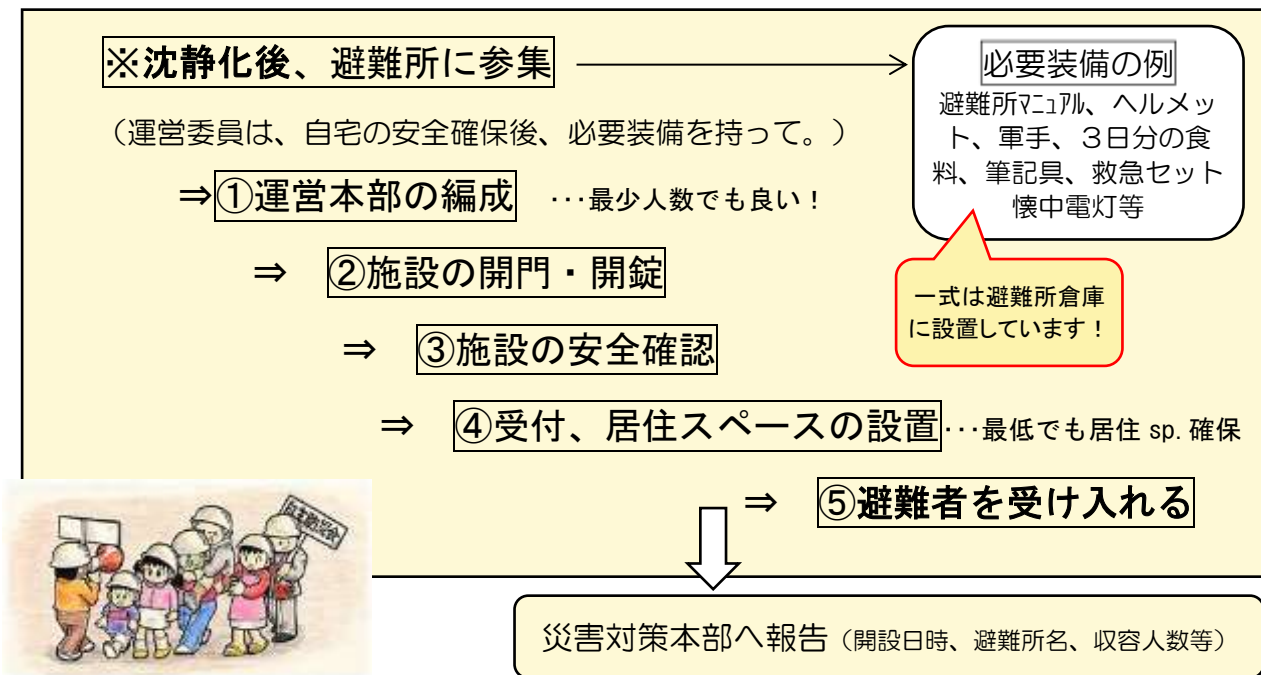
大きな災害が発生し、多くの住宅等が倒壊などの被害を受けた場合に避難所は開設されることとなります。事前に設定した運営組織の方々もしくはその一部の方々が避難所に到着された状況を想定して、次のような流れで避難所を開設します。

指定避難所においては 徳島市職員の協力を得て、次のような流れで避難所の開設を行います。その際に重要なことは、**すでに避難者が集まっている場合でも避難所建物の内外の安全を確認してからでない**と受け入れをしてはいけません。

性急な、避難者の受け入れはしない!

(悪天候などの場合はその限りではない。取りあえず軒下などへ!)

※運営委員の動き※



① 運営本部の編成

避難所の開設・運営は、指定避難所においては駆けつけた徳島市職員や避難所施設の職員の協力のもとに、**それぞれの避難所の避難所運営委員会が行います**。指定避難所以外の補助避難所においては駆けつけた施設職員の協力のもとに**避難所運営委員会**が開設を行います。(※指定避難所においては基本的に市役所職員が開設します。)

ただし、予定している運営委員が駆けつけることができるとは限りませんので、**集まった委員を中心に暫定的な「避難所運営本部（以下、運営本部）」**を立ち上げます。

この運営本部はできるだけ迅速に避難所を開設するためのものですから、委員の多くが集合し、避難所も展開期から**安定期**に入ると事前に組織していたそれぞれの**避難所運営委員会**が本部としての機能を始めることとなります。

各避難所の運営本部組織表 P69, 70

※運営本部の委員は避難所に保管している標識ベスト（**蛍光オレンジ色ビブス**：緊急装備一式コンテナ内にあり）を着用します！

② 施設の開門・解錠

鍵は「かぎ保管庫」内にあります！

避難所施設の開門及び解錠は基本的に、市立学校の指定避難所では駆けつけた徳島市職員が行います。それ以外の避難所では施設職員及び避難所運営委員が行いますが、いずれの場合もできるだけ速やかに開門・解錠ができるように三者が打ち合わせを行っておくことが重要です。



夜間や休日に、南海トラフ巨大地震等の大規模な災害が発生した場合は、鍵を所有する施設管理者の被災も懸念され、避難所の開設がスムーズに行われなことも想定されます。このような場合に備えて、最寄りの自主防災組織(町内会等)の会長も鍵を保管できるよう施設管理者と事前に協議しておきます。

なお、渭北のすべての避難所には迅速な開放のため、地震動に連動した「かぎ保管庫」が設置されています。

すでに避難者が集まっている可能性があります！

運動場などの安全な場所で町内会別に整列するなどして待機してもらいます。注：雨天時は柔軟に対応
運営委員会の総務部委員が担当します。

③ 施設の安全確認

徳島市職員の協力を得て集まった運営委員会委員（会長・副会長・施設管理班）が避難所となる建物の内外を点検します。点検に際してはヘルメットや手袋を着用して自身の安全を確保しておきましょう。次のような安全確認を行います。

□ ライフラインの確認

避難所内で使用できるライフライン(電気、放送設備、水道、電話、FAX、インターネット、下水道等)を確認します。

□ 施設まわりの安全点検

建物内への立ち入りについては、倒壊等による二次災害の危険があるため、有資格者による被災建築物応急危険度判定を実施することが望ましいです。しかし、それができない場合は、施設管理者と運営委員が目視による点検を行い、**明らかに使用できると判断できる部分のみ**応急的に使用することになります。



市職員や施設管理者が到着しない場合を想定し、当該避難所の使用範囲や使用方法について、あらかじめ当該施設の所有者(管理者)と協議しておく必要があります。

明らかに危険で使用できない場合
 避難者の方に別の避難所へ移動する指示をします。
 運営委員会の会長が担当します。

施設点検チェック表 P66, 67

④ 受付、居住スペースの設置

使用が可能であると判断された場合は、事前に作成されているレイアウト図によって、受け台設置・居住スペースやトイレ等の部屋表示を行います。※悪天候や夜間などの状況では、できるだけ早く避難所内に受け入れるために受け台の設置のみで受け入れを開始することも必要です。

避難所内レイアウト P10-、6 避難所の概要 P57-

災害対策本部への連絡
 受け入れ準備が整った段階で災害本部へ連絡をします。
 運営委員会の会長が書式により報告します。

⑤ 避難者を受け入れる

受け入れ準備が整ったら、避難者を町内会単位に整列しなおしてもらい、避難所へ誘導します。避難所内では、まず避難者名簿への記入を行います。筆記できないなど要援護者には代筆するなど十分な補助を心掛けましょう。

避難所受付名簿 P71、避難者名簿 P72

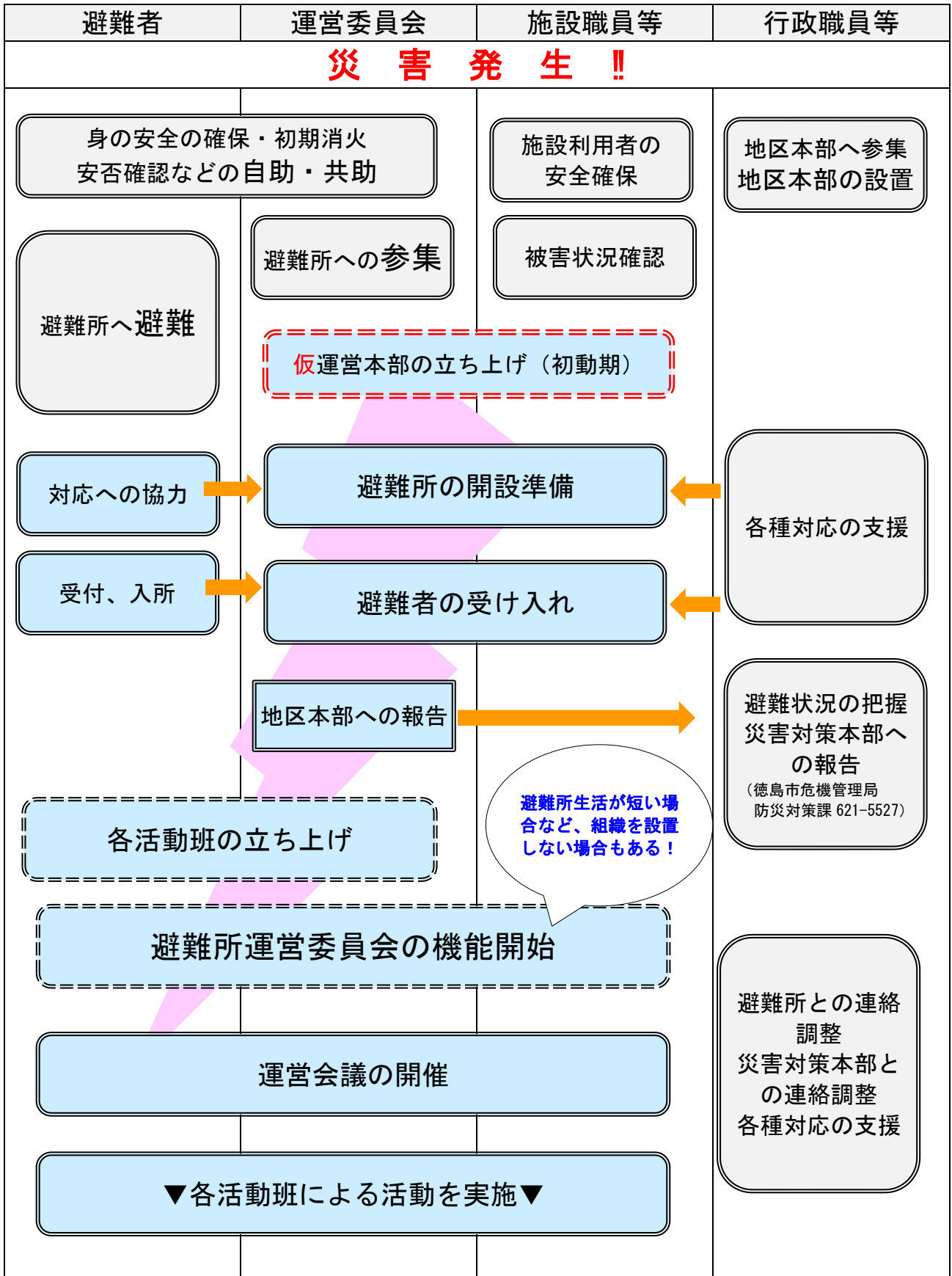
避難者に記入してもらう事項 世帯ごとに記入！

記入項目は、主に次のような項目とします。

- ① 氏名(ふりがな) ② 性別 ③ 年齢 ④ 続柄(例:妻・息子・娘・父・母 …)
- ⑤ 住所(小字・丁目程度) ⑥ 緊急時の連絡先 (例:親戚、知人、担当民生委員…)
- ⑦ 家屋の被害状況 ⑧ 特に申告しておく必要があると思われること(例:持病、障害、必要薬…)
- ⑨ その他必要と思われる事項 (例:介護保険の要介護認定者であれば、担当ケアマネージャーの連絡先など)

※その他、必要に応じて調査する場合は、居住グループのグループリーダーが中心となり、各世帯に記入用紙を配布し、記入してもらいます。代筆の必要な方にも配慮します。

【避難所の開設・運営の基本的な流れ】



2 避難所内のレイアウト

居住スペースは世帯を単位に

初動時！
地区別ブルーシートは必須！



居住スペースは各世帯を単位として基本的にパーティション等（カット段ボールシート+ガムテープ）で仕切りをします。さらに同一町内会または管理組合を一つの居住グループとし、その中から1名をグループリーダーとして選出してもらいます。1グループの人数はグループリーダーの目の行き届く範囲を考慮すると、一つの居住グループの構成人数はおおよそ30~40人が適当です。区画ごとの間隔はできることなら1~2メートルはとるようにします。

初動期においては、各避難所のレイアウトは事前に作成して初動機コンテナ及び避難所マニュアルに記載していますので、これを元にブルーシートで大まかな居住割を作成し、とりあえず居場所を確保してもらいます。

令和元年度に改訂されている各避難所の収容人数は（p.2）のとおりです。

居住グループ編成への配慮

参照 P13

世帯の異なる家族、親戚なども必要に応じて同じ居住グループの中に編成します。その他にも、従前住んでいた地区を考慮して、できる限り顔見知り同士で安心できる環境を作るようにすることが望ましいです。

また、身寄りのない高齢者や子どもなどがいることにも気づき、配慮することも必要です。

観光客や帰宅困難者等への対応

地区の事業所従業員をはじめ観光施設や駅など交通施設がある地域では、地域住民以外も避難所に避難してくる可能性があります。

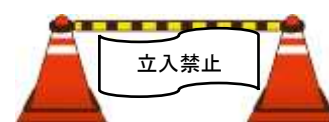
これらの避難者は、長期に渡って避難所に留まらないと考えられるため、地域の避難者とは分けて居住グループを編成します。



手話や外国語のわかる方を募りましょう！

部屋割り（共有スペース割り）

避難所として指定された施設の全てを避難所として利用できるとは限りません。事前に施設管理者と協議し、利用する部



分を明確にしておくようにしなければなりません。協議した内容は、本マニュアル、及び別添の「**避難所の概要**」を参照してください。

避難所として利用する部分以外の施設(敷地)へは、避難者の立ち入りを禁止します。必要となる部屋(共有スペース)は次のとおりです。

各避難所での部屋割り P13

- ① 運営本部：運営委員会の会議ができる広さの部屋が望ましい。パイプ椅子は委員の数だけ必要。テーブルはなくてもよいが、ホワイトボードなどの掲示ができる設備が必要。電話・FAX・パソコンなど災害本部との連絡ができる通信事務機器のあることが望ましい。
活動班(総務班、情報班)の活動ができる部屋として共有する場合もあり、そのスペースと机椅子・事務道具が必要である。
- ② 救護室：施設内の保健室や医務室があれば使用させていただく。ない場合は、できるだけ清潔でプライバシーの確保できる部屋を使用する。
- ③ 授乳室：乳児の夜泣き等にも使用することを考えると、居住スペースから離れた個室が望ましい。
- ④ 要配慮者室：高齢者や身体しょうがい者等が使用するためベッドや車いすの設置が望ましい。
- ⑤ 相談室：避難が長期化すると様々な悩み事などが生じるため、カウンセラーとの面談ができる個室が望ましい。施設管理者と協議して、避難所外の部屋を確保することが望ましい。
- ⑥ 談話室：避難が長期化した場合には設置することも考えられる。
- ⑦ 物資保管室：物資配布所に近く、直射日光の当たらない部屋がよい。物資搬入口に近いことも大切です。
- ⑧ 物資配布所：避難所内が望ましいが、スペースがなければ屋外でテントを設置している場所でもよい。

※④～⑦については、災害や避難所の状況によって運営本部が判断する。

※その他、部屋を確保するほどではないが設置するのが望ましいコーナーとして、相談コーナー・携帯電話充電コーナーなどがある。

屋外レイアウト

避難所として指定された施設の敷地内における屋外レイアウトも事前に作成しておきます。作成にあたっては、施設管理者と十分に協議し、自衛隊や医師団等の救援団体が活動しやすい動線も考慮し、また、施設本来の活動再開にあたって支障をきたさないようなレイアウトを考えておきます。



各避難所での屋外施設レイアウト P60

敷地内に必要と考えられるスペース（sp.）は次のものがあります。

- ① 仮設トイレ sp. : 居住空間から放し、女性や要支援者にも配慮する。男1に対して女3の割合が望ましいとされている。
- ② 仮設風呂 sp. : 自衛隊や救助隊に協力を依頼する。
- ③ ゴミ捨て場 sp. : 居住空間から離れ、ゴミ収集車が入りやすい場所がよい。簡易トイレの汚物入れも設置しておく。
- ④ 物資保管 sp. : 屋内が望ましいが、なければ屋根か四方の囲めるテントやプレハブ倉庫でもよく、搬入口から近いことが望ましい。
- ⑤ 救護医療 sp. : 基本的に屋内施設とするが、なければ周囲の囲めるテント等を使用することも考えられる。
- ⑥ 炊き出し sp. : 学校の家庭科室など屋内が望ましいが、なければ三方を囲めるテントなどを使用することもやむを得ない。
- ⑦ 車中泊者 sp. (テント生活者を含む) : どの避難所も運動場を使用することになるが、できるだけ白線等をひいて通路を3メートル程度は確保する。テント生活者のスペースは雨天時を考えてできるだけ高い場所がよい。
※エコノミークラス症候群を防ぐよう注意喚起をする。
- ⑧ 緊急車両駐車 sp. : 居住スペースや救護室から近い所に駐車スペースを確保しておく。出入り門からの動線も確保しておく。
- ⑨ ペット sp. : 吠え声や動物臭の問題から居住スペースから離れたところがよい。

- ⑩ 喫煙所：居住スペースや教室棟から離れた屋外で、必ずバケツ等の吸殻入れを置き、利用者による廃棄・清掃等の当番を決めておく。

3章 安定期の避難所運営

災害死の4割が避難所等による二次災害といわれています！

1 快適居住スペースの提供

避難生活が長期化してくると避難者の疲労が蓄積しストレスからくる様々な問題が生じてくることが予想されます。そのためにも**少しでも快適な居住空間**を提供できるよう取り組みましょう。



居住スペースの区画整理

居室内の通路は、各世帯の区画の一边が必ず通路に面するような形で配置します。通路や世帯同志の区画境界は、敷物で区別する他に、可能であればカット段ボールシートを使用してプライバシーを確保します。また、通路の幅は、「1～2m」を基準とします。

渭北の避難所にはブルーシート、段ボールシート、アルミクッションマットを備えています！

落ち着いてきたらプライバシーを確保

避難所内の様々なルールが軌道に乗るようになれば、上記段ボールのパーティションを用いてプライバシー空間を確保する。スペースの確保にあたっては、運営委員会で十分に審議し、災害時要配慮者、男女のニーズの違いなど様々な視点により配慮します。

居室の再編

退所による避難者の減少に伴って、

居室の移動、居住グループの再編などを行うことが有効になってきます。その実施については、運営委員会で審議して決定します。

段ボールシートの大きさは1×1㎡ですが、座ってみると周囲は見えません！

また、居室の移動に伴う混乱を防ぐため、あらかじめ避難者に周知を図るとともに、決定から実行まで十分な期間をおくようにします。

また、学校が避難所となっている場合は、**学校の教育活動の早期再開のため、避難者全員が協力**しなければなりません。



2 安定期に望まれる共有スペースの管理

避難所運営委員会室

災害発生直後は、避難所となる施設の一部を運営本部の活動スペースとしてきましたが、安定期に入ると、学校では校舎内の部屋などの空間（部屋）を確保するが有効になってきます。災害対策本部との連絡電話やプライバシー情報の管理をするパソコン機器が使用可能な場所を確保します。



情報掲示板

避難所内の人々に伝えるべき情報の貼り紙などを行います。初動期には、緊急的に対応し、より多くの避難者の目に触れるように、施設の入り口付近に設置しましたが、安定期にはいると外部からの問い合わせやなどに対応するために、外部に掲示板を設置することも必要です。

なおその際には、**個人情報の保護に留意**し、視覚障害のある人への対応のためにも、伝達事項はできる限りわかりやすく掲示するようにします。

受付

避難所内の入口近くに設けますが、状況によっては外部にも設置し、ボランティアの受付やマスコミの取材等に対応します。外来者へは用件を確認し、面会場所や立入禁止区域など避難所でのルールを説明します。

特に、女性や子どもの安全確保の観点から、外部からの不審者の侵入を防ぐことが大切で、不審な外来者に対しては面会の許可を避難所運営委員会で協議することとします。

仮設電話

災害用伝言板 P26

NTTでは、災害時に避難所に特設公衆電話を設置する場合があります。そのときは長電話や夜間の通話の自粛など使用ルールを設定・掲示して、避難者に周知徹底します。



給水場

給水場の設置場所は、水の運搬や漏水を考慮し、かつ清潔さを保つために、屋根のあるコンクリート部分とします。また、給水車が通れるよう動線も確保しておかなければいけません。

洗濯場・洗濯物乾し場

避難が長期化すると洗濯が必要になってきます。生活用水が確保しやすい場所を選んで、共同の洗濯場を確保します。洗濯物乾し場



は、日当たりの良い場所を選んで、共有場所と女性専用の場所を区別し、特に女性専用の場所は目隠しを検討することも必要です。

駐車場

緊急車両や救援物資運搬車両の乗り入れに支障がない場所を駐車場として確保します。

長期間、車内に寝泊まりすることは健康管理の上で推奨するものではありませんが、災害発生直後で避難スペースが不足する場合は、一時的に認めることとしますが、適宜呼びかけを行い、エコノミークラス症候群にならないように呼びかけします。

エコノミークラス症候群とは？

避難所生活者や特に車中泊者がなり易い傾向があります。

原因>長時間、同じ姿勢をとる事でふくらはぎの静脈血が流れにくくなり、血栓ができる症状です。悪化すると肺閉塞・脳卒中・心臓発作を起こし、最悪の場合死に至る。

症状>片側の足の痛み・むくみ・赤くなる・胸の痛み・呼吸困難等の症状がでる。

予防>水分をこまめにとる。ふくらはぎをマッサージし、足の屈伸運動をする。締め付けの強い服をさけ、ゆったりとした服装を心掛ける。

食堂

衛生面を考慮し、居住スペースと食事するためのスペースを別に設け、できる限り食事専用空間を設置することも、快適な居住空間を確保するために必要です。

子ども部屋・勉強部屋

昼間は子どもの遊び場として、夜間は中高生の勉強のために使用できる部屋を、できるかぎり設置するようにします。

娯楽室

消灯時間などの使用時間の制限を比較的自由に設定し、使用できるスペースを設置します。まお、居住スペースの安静を犯さないような注意を記した掲示をしておきます。

★被災状況によっては、市内の遺体安置所が利用できない場合や安置場所が不足する場合があります。その場合、避難所に一時的に遺体を安置する場合があります。遺体を収容した場所には、遺体搬出後も避難者を入れ

ないようにするとともに、心理面を考慮し、居住場所から距離をあげるよう留意します。 ※設置は短期間なので、協力してあげましょう！

3 避難所の生活ルール

多くの避難者が共同生活において心地よく生活を送っていくため

には、避難者が互いにルールを守ることが必要です。避難所運営協議会で避難所の生活ルールを策定し、避難者に周知徹底を行います。

基本的には

「自分でする！」

生活時間

起床時間:○時○分

消灯時間: ○時○分

食事時間:朝食○時○分、昼食○時○分、夕食○時○分

運営協議会議: ○時○分

避難所生活のルール P73-

のような生活スケジュールを策定します。

生活空間の利用方法

- ・居住空間は、基本的には屋内とし、室内を世帯単位で区画を区切って使用し、その区画は世帯のスペースとして使用します。
- ・居住空間は、土足厳禁とし、脱いだ靴は各自が保管してもらいます。
- ・来訪者の面会は、共有空間や屋外とします。
- ・屋内は禁煙とします。
- ・ペットは**身体障害者補助犬を除き**、原則居住空間への持ち込みを禁止します。



食事

- ・食事の配給は、居住グループ単位で行います。

「当番制」が基本！

清掃

- ・世帯の居住空間は、各世帯で清掃を行ってもらいます。
- ・共通の通路などは、居住グループ内で話し合い、協力して清掃してもらいます。
- ・避難者全員で使用する共用部分については、保健・衛生班の指示に従って、全員が協力して清掃します。

洗濯

- ・洗濯は**世帯や個人**で行い、運営組織の活動としては行ないません。
- ・洗濯機や物干し場など、避難者全員で使用するものについては、各人の良識で使用し、独占しないようにしてもらいますが、非常識な行動に関しては注意することも必要です。

ごみ処理

- ・世帯ごとに発生するごみは、それぞれの世帯の責任で共有のごみ置き場に捨ててもらいます。
- ・ごみは、必ず分別して捨てます。



プライバシーの確保

- ・世帯の居住空間は、平常時の「家」同様、その世帯が占有する場所と考え、みだりに立ち入らないようにする必要があります。
- ・居住空間でのテレビやラジオは、周囲の迷惑になる可能性があるため、使用する場合はイヤホンを使用してもらいます。

携帯電話の使用

- ・居室での携帯電話での通話は禁止します。通話は屋外や定められたスペースでのみ可能とします。また、居室ではマナーモードに設定し、他の避難者へ迷惑にならないようにします。

火災防止

- ・**屋内での喫煙は厳禁**とする。喫煙は定められたスペースでのみ可能とします。また、喫煙後の清掃は喫煙者で当番を決めて行います。
- ・屋内でストーブなどを使用する場合は、使用箇所と時間などを取り決め、責任者を決めて火の元の管理を行います。



★その他新しい生活ルールが必要となった場合やルールの変更が必要となった場合は、適宜、運営委員会議で検討を行います。

4 安定期の避難所運営体系

避難所の運営は避難者自身で！

過去の災害時における教訓から、避難所の運営は「**避難者が自ら行う**」精神が重要で、**復興も早い傾向がある！**とされています。そのため渭北の避難所でも自主防災組織(町内会等)や地域住民による**避難所運営委員会が自治を行う**ことを基本とします。

避難所運営協議会で組織見直しを逐次行う！

初動期において市職員や施設職員の協力のもとに活動した運営本部も、安定期に入ると委員の交代や編成替えが行われます。また、運営委員の疲労も積もってきますので人員増強を図り、交代制度を取り入れる必要が出てきますので、避難所運営委員会の委員に避難者のグループリーダーを加えて避難所運営協議会を組織します。日々行われる協議会では、委員会自体の見直しも逐次行いましょう。



運営組織図 P21

渭北避難所連絡協議会を活用する！

渭北避難所連絡協議会を定期的に関き、個々の避難所で生じる問題を共有し、お互いに情報交換することで有効に解決していきましょう。

避難所運営協議会を中心とした避難所運営

(1) 避難所運営協議会の構成

避難所運営協議会は、運営委員会（会長、副会長、各活動班の班長）と、各居住グループのグループリーダー、および適宜に市職員や施設管理者で構成します。

また、**女性の意見が十分に反映されるように**、副会長や各班長を男女ペアで構成するなど女性の参加を促すことが必要です。

(2) 避難所運営協議会の役割

避難所運営協議会は、避難所を運営する最高決定機関として避難所生活の運営全般に関わります。

(3) 避難所運営協議会の活動

避難所運営協議会は、主に次のような活動を行います。

- 避難所内のルールの決定、変更とその徹底
- 避難者の要望、意見の取りまとめと協議
- 避難所内の問題点とその対策の協議



(4) 避難所運営協議会の開催頻度

初動期の会議の開催頻度は、**1日2回、朝食前及び夕食後**に開催します。

朝の会議は、前夜以降の伝達事項を主にし、問題点についての協議は夕食後に行います。

安定期に入り、避難所の状態が落ち着いている場合は、朝の会議は省略してもよいですが、特に連絡事項がない場合でも、**最低1日1回は会議を開催し**、各班で情報を共有し、連携した対応を行います。

避難所運営協議会議事録 P76

居住グループによる活動班

運営委員など一部の人に重い負担がかからないようにするため、居住グループのみなさんも活動班を設置し、**運営委員が組織する活動班と協力して避難所運営**を行います。ただし、避難所の規模や作業量によっては活動班を統合するなど、避難所に見合った組織を編成します。

また、避難生活が長期化してくると、班長職に就いていた人が自宅や仮設住宅に移り、職を離れることが想定されます。その場合に備えて、運営委員及び居住グループの活動班の班長の補助者を複数名指名しておきます。これにより、班長職の負担を軽減する輪番制なども可能になります。

班長職の人が避難所を離れる場合、**事務引継書**を作成し、後任者に業務内容や注意点等を伝えます。



ボランティア募集!

事務引継書 P75

居住グループのグループリーダー

グループリーダーは、居住グループの入退所や外泊届など総合的な監督を行うとともに、グループ内の意見等を取りまとめて、運営協議会議へ議題として提出する代表者の役割を担います。

また、グループリーダーを補佐するサブリーダー、各活動班員も選出します。グループリーダー、サブリーダー及び各活動班員には可能な限り女性も選出し、女性の意見が十分反映されるよう配慮することが肝心です。

外泊届 P77

居住グループ単位で行う仕事

避難所全体の活動の中で、居住グループを単位とし、公平で行わなければならない仕事もあります。避難所運営協議会で決定した割り当て表や当番表により、みんなで協力し合いましょう。居住グループリーダーは作業や公平さのチェックを行います。

居住グループによる活動の例としては、次のようなものがあります。

- ① トイレ・風呂など公共部分の清掃
- ② 炊き出しの実施
- ③ 食料・物資の配布
- ④ ゴミ集積場の整理
- ⑤ 生活水の確保
- ⑥ 夜間の見廻り など

居住グループによる各活動班の業務概要

避難所内で発生する様々な作業を行うために、次のような活動班を作ります。基本的には運営委員による活動班の補助作業を行うこととなります。

総務班 :グループリーダーの補助と連絡調整

情報班 :避難所内の掲示の点検と掲示作業の補助

食料・物資班 :食料・物資の調達、受入れ、管理、配給、炊き出し作業の補助

施設管理班 :危険箇所の点検と報告、防火・防犯の見回り当番

保健・衛生班 :ごみ集積場・風呂・トイレ・ペットエリアの点検と報告

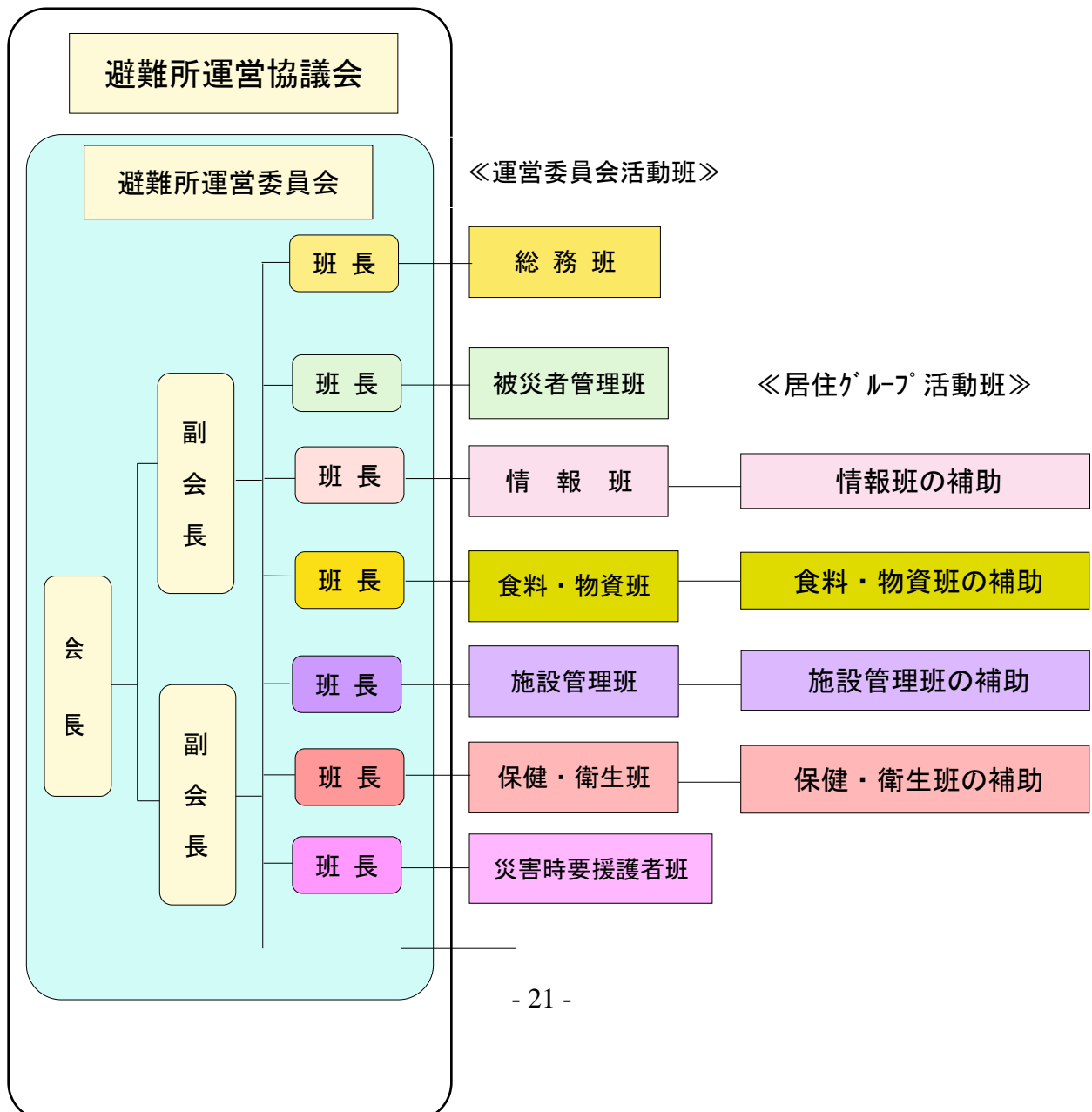
ボランティア班 :その他、どの活動班にも属さない作業の補助

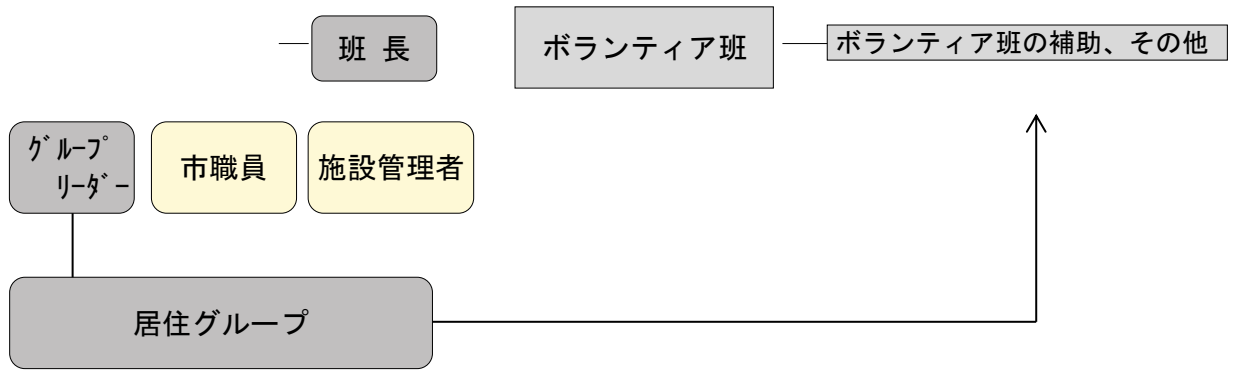
★避難所の規模や作業量によって、これらの活動は統合することも可能です。



避難所運営委員だけでは
長期間の避難所運営は困難です。
避難者全員の協力が必要です！

5 避難所運営委員会、避難所運営協議会の組織図





会長：避難所運営委員会の会長は、運営協議会の掌握をし、会議の議長を務める。災害対策本部との協議や報告は基本的に会長が行います。

副会長：会長の業務を補佐し、状況によっては協議会議の議長を交代して務める。また、活動班の掌握を二人で分担することも有効です。